

大阪府条例第百二十九号

大阪府附属機関条例等の一部を改正する条例

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第一条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

附則の次に次の二表を加える。

別表第一(第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府原子炉問題審議会	京都大学研究用原子炉の平和利用、放射線障害の防止、原子力損害に係る紛争の解決の促進等住民の福祉についての重要事項の調査審議及び調停に関する事務
大阪府消防広域化推進審議会	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第三十三条第一項に規定する推進計画その他の市町村の消防の広域化の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府青少年健全育成審議会	大阪府青少年健全育成条例(昭和五十九年大阪府条例第四号)第四十二条第一項各号に掲げる事項についての調査審議並びに地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)の規定による青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
大阪府指定出資法人評価等審議会	大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例(平成十八年大阪府条例第七十一号)第四条第二項(同条第五項においてその例による場合を含む。)の経営評価、同条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による評価、同条第三項の助言等及び必要な措置並びに同条例第五条の人的援助の在り方、出資法人等(同条例第二条第一項に規定する出資法人等をいう。以下同じ。)の役員報酬に関する事項、経営改善を図るための方策及び経営の在り方の見直し、出資法人等が策定する中期経営計画並びに出資法人等に関する重要な計画の策定についての調査審議に関する事務
大阪府市場化テスト対象業務モニタリング審議会	大阪府市場化テスト(府が実施する公共サービスの企画を公募し、当該公共サービスの外部への委託の方向性を決定する制度をいう。)により外部への委託を行った業務の履行の状況等の評価についての調査審議

	に関する事務
大阪府建設事業評価審議会	建設事業（府が設立した地方独立行政法人の行う建設事業を含む。）に関する評価についての調査審議に関する事務
大阪府特別職報酬等審議会	府議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額についての調査審議に関する事務
大阪府職員等の職務行為等審議会	職務上の行為について職員等を被告として提起された損害賠償請求訴訟の遂行の支援及び当該訴訟に職員等が勝訴した場合の弁護士費用等の補助を行うため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府財産評価審査会	重要な財産の取得処分及び交換並びに物件の移転その他補償等についての予定価格の評価審査に関する事務
大阪府人札監視等委員会	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）の趣旨に沿った公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	府の発注する役務の提供の業務に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二第三項に規定する落札者決定基準の策定、同条第五項の規定による落札者の決定並びに同令第百六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定の基準の策定及び当該事業者の選定に当たつての審査に関する事務
大阪府建設工事等総合評価審査会	府の発注する建設工事、測量及び建設コンサルタントの業務等に係る地方自治法施行令第百六十七条の十の二第三項に規定する落札者決定基準の策定及び同条第五項の規定による落札者の決定に当たつての審査に関する事務
大阪府消費者保護審議会	消費者の保護に関する施策についての重要事項並びに大阪府消費者保護条例（昭和五十一年大阪府条例第八十四号）第二十五条第一項の規定によるあつせん及び調停並びに同条例第二十六条に規定する資金の貸付けその他の援助についての調査審議に関する事務
大阪府人権施策推進審議会	大阪府人権尊重の社会づくり条例（平成十年大阪府条例第四十二号）第三条第二項及び第四条第一項に規定する事項についての調査審議に関する事務
大阪府同和問題解決推進審議会	同和問題の解決のための重要事項の調査審議に関する事務
大阪府男女共同参画審議会	大阪府男女共同参画推進条例（平成十四年大阪府条例第六号）第八条第二項（同条例第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府個人情報保護審議会	大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）第七条第三項第七号（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）第七号第五項ただし書（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）第八号第一項第九号（同条例第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）第八号第三項（同条例第五十三条の二及び第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。）第三十四条第二項

	(同条例第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。)第三十五条(同条例第五十三条の三第一項において準用する場合を含む。)第四十九条第二項、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十七条第一項に規定する事項についての調査審議に関する事務
大阪府情報公開審査会	大阪府情報公開条例(平成十二年大阪府条例第三十九号)第二十条(同条例第二十二条の三において準用する場合を含む。)に規定する不服申立て及び大阪府議会情報公開条例(平成十二年大阪府条例第百五十三号)第二十条に規定する異議申立てについての調査審議に関する事務
大阪府文化振興会議	大阪府文化振興条例(平成十七年大阪府条例第十号)第七条各号に掲げる事項についての調査審議に関する事務
大阪府地域福祉推進審議会	地域福祉の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府障害者自立支援協議会	障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第八十九条第六項に規定する事項並びに同法第八十九条の二の規定による障害者等への支援の体制についての調査審議及び関係機関等の相互の連絡調整に関する事務
大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の九第一項及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項の計画の策定及びその推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府子ども施策審議会	大阪府子ども条例(平成十九年大阪府条例第五号)第十条第二項(同条例第四項において準用する場合を含む。)に規定する事項その他同条例第一条に規定する子ども施策(大阪府子どもを虐待から守る条例(平成二十二年大阪府条例第百五号)第四条第一項に規定する虐待防止施策を含む。)の総合的な実施についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府医療費適正化計画推進審議会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第九条第一項の規定による大阪府医療費適正化計画の策定、同法第十一条第一項及び第十二条第一項の評価その他大阪府医療費適正化計画の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府衛生対策審議会	衛生関係諸問題についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府豊能保健医療協議会	医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三十条の四第一項に規定する計画に関する豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町及び能勢町の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府三島保健医療協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する高槻市、茨木市、摂津市及び島本町の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府北河内保健医療協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市及び交野市の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務

大阪府中河内保健医療協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する八尾市、柏原市及び東大阪市の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府南河内保健医療協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府堺市保健医療協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する堺市の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府泉州保健医療協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府大阪市保健医療連絡協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する大阪市の区域内における事項の総合調整、当該区域内の広域的な事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府大阪市北部保健医療協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する大阪市北区、都島区、淀川区、東淀川区及び旭区の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府大阪市西部保健医療協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する大阪市福島区、此花区、西区、港区、大正区及び西淀川区の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府大阪市東部保健医療協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する大阪市中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区及び鶴見区の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府大阪市南部保健医療協議会	医療法第三十条の四第一項に規定する計画に関する大阪市阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区及び西成区の区域内における事項その他当該区域内の保健医療の向上を図るため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府医療対策協議会	医療法第三十条の十二第一項に規定する事項についての調査審議に関する事務
大阪府救急医療対策審議会	救急医療対策についての重要事項の調査審議及び救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定による救急病院又は救急診療所の認定又はその取消しに当たつての事前審査に関する事務
大阪府周産期医療協議会	周産期医療の体制の整備についての調査審議に関する事務

大阪府歯科技工士試験委員	歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定による歯科技工士国家試験の実施に関する事務
大阪府食育推進計画評価審議会	食育基本法（平成十七年法律第六十二号）第十七条第一項に規定する計画の目標の達成状況及び進捗状況の評価その他食育の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府地域職域連携推進協議会	生涯にわたる地域及び職域における健康の増進に関する計画の策定及びその推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府生涯歯科保健推進審議会	歯科保健の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府母子保健運営協議会	母子保健に関する事業の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府池田保健所運営協議会	大阪府保健所条例（昭和二十六年大阪府条例第三十三号）第一条第二項に規定する大阪府池田保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府吹田保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府吹田保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府茨木保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府茨木保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府枚方保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府枚方保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府寝屋川保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府寝屋川保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府守口保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府守口保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府四條畷保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府四條畷保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府八尾保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府八尾保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府藤井寺保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府藤井寺保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府富田林保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府富田林保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府和泉保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府和泉保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府岸和田保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府岸和田保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務

大阪府泉佐野保健所運営協議会	大阪府保健所条例第一条第二項に規定する大阪府泉佐野保健所の所管区域における地域保健及び保健所の運営についての審議に関する事務
大阪府精神科救急医療運営審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の十一第一項に規定する体制の整備その他同法に基づき医療及び保護を行うため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府衛生検査所精度管理審議会	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保についての調査審議に関する事務
大阪府感染症発生動向審議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条から第十五条の三までの規定により収集した感染症に関する情報についての分析、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報の公表についての調査審議に関する事務
大阪府自殺対策審議会	自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）に基づく自殺対策の総合的な推進のため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府結核対策審議会	結核の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府エイズ対策審議会	エイズの発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府麻しん対策審議会	麻しんの発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府新型インフルエンザ対策審議会	新型インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府動物由来感染症対策審議会	人の感染症のうち病原体が動物に由来するものの発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府毒物劇物取扱者試験委員	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条の規定による毒物劇物取扱者試験の実施に関する事務
大阪府薬事審議会	薬事の振興についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府登録販売者試験委員	薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験の実施に関する事務
大阪府薬物指定審査会	大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年大阪府条例第百二十三号）第九条第二項に規定する事項についての審査に関する事務
大阪府献血推進審議会	献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府調理師試験委員	調理師法（昭和三十二年法律第百四十七号）第三条の二の規定による調理師試験の実施に関する事務

大阪府製菓衛生師試験委員	製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条の規定による製菓衛生師試験の実施に関する事務
大阪府食の安全安心推進協議会	大阪府食の安全安心推進条例（平成十九年大阪府条例第七号）第八条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他食の安全安心の確保についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府食品健康被害防止審議会	大阪府食の安全安心推進条例第十九条に規定する事項その他食品による健康被害の拡大の防止等に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府クリーニング師試験委員	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の規定によるクリーニング師試験の実施に関する事務
大阪府公衆浴場入浴料金の統制額審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関する事務
大阪府立公衆衛生研究所運営審査会	大阪府立公衆衛生研究所の試験検査及び調査研究に関する評価及び関係法令等に対する適合性についての審査に関する事務
大阪府企業立地促進補助金審査会	大阪府企業立地促進条例（平成十九年大阪府条例第八号）第五条第一項の補助金を交付するに当たつての審査に関する事務
大阪府特区地域進出等事業計画認定審査会	大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成二十四年大阪府条例第百二十四号）第三条第六項（同条例第四条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項についての審査に関する事務
大阪府スマートエネルギービジネスシースコンペ審査会	再生可能エネルギーの開発及び導入並びにエネルギーの供給源の多様化に資する事業の企画に関する民間事業者等による提案についての審査に関する事務
大阪府中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第八十二条に規定する組合協約及び特殊契約に関する重要事項並びに中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第六号に規定する団体協約についての事項の調査審議に関する事務
大阪府中小企業新事業活動促進法承認審査会	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第九条第一項又は第十条第一項の規定による承認をするに当たつての審査に関する事務
大阪府新商品の生産による新事業分野開拓事業者認定事業審査会	地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号又は地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十一条の十四第一項第四号の認定のため必要な事項についての調査審議並びに地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の三第一項若しくは第三項又は地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第五十三条第一項若しくは第三項の規定による確認に当たつての審査に関する事務
大阪府小規模事業者等支援施策評価審議会	小規模事業者等の経営の改善を支援する施策についての調査審議に関する事務

大阪府中小企業組合先進事業創出事業選定委員会	中小企業の組合が実施する事業の活性化に資する新たな事業の提案についての審査に関する事務
大阪府中小企業組合事業向上支援事業評価審議会	中小企業の組合が実施する事業の課題の解決を図るため専門家を当該組合に派遣する事業の評価及び中小企業者の組織化の推進のため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により府が述べる意見、同法第九条第一項の規定による勧告その他の同法第二条第二項に規定する大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項の調査審議に関する事務
大阪府伝統工芸品及び伝統工芸士審議会	大阪の伝統工芸品の指定についての調査審議及び大阪府伝統工芸士（当該工芸品の製造に従事する者のうち高度で伝統的な技術を保持し、産業の振興に積極的に取り組む者として認定した者をいう。）の認定に当たつての審査に関する事務
大阪府障害者の雇用の促進等のための契約制限等措置審議会	大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成二十一年大阪府条例第八十四号）第二十三条第一項又は第二項の規定によりその氏名等を公表した事業主を府が締結する契約の相手方としないこととする等の措置についての調査審議に関する事務
大阪府認定職業訓練審査会	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定に係る職業訓練のうち、当該職業訓練を受ける労働者の職業能力の開発の効果が高いものを選定するに当たつての審査に関する事務
大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会	東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び変更に関する専門的な事項の調査審議に関する事務
大阪府公害審査会	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第十四条に掲げる公害に係る紛争についてのあつせん、調停及び仲裁等に関する事務
大阪府廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響評価審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第四条第二項に規定する技術的援助に関する事項、同法第八条の二第三項（同法第九条第一項において準用する場合を含む。）及び第十五条の二第三項（同法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項又は第二十三條第一項の許可に当たつての事前協議に関する事項についての調査審議に関する事務
大阪府環境影響評価審査会	大阪府環境影響評価条例（平成十年大阪府条例第三号）第四条第三項、第八条（同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条（同条例第三十四条第三項及び第三十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第四項（同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事項並びに環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号。以下この項において「法」という。）第二条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）の施行の日前において行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従つて作成された法第二条の規定による改正後の環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第

	五十三条第一項第一号に掲げる書類についての環境の保全に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府土壌及び地下水の汚染等対策検討審議会	土壌若しくは地下水の汚染又は地盤沈下の原因の究明又は対策のため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府農業経営計画認定審査会	大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成十九年大阪府条例第七十二号）第十一条第四項（同条例第十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項の審査に関する事務
大阪府農業振興地域整備審議会	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針の策定又は変更、同法第六条第一項の農業振興地域の指定、区域の変更又は指定の解除、同法第九条第一項の農業振興地域整備計画の策定又は変更その他農業振興地域の整備及び農業の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務
大阪府LED道路照明技術評価審査会	発光ダイオードを光源とする道路の照明施設に係る技術的な事項の評価審査に関する事務
大阪府都市開発株式会社株式売却先選定委員会	大阪府都市開発株式会社の株式の売払いに当たつての専門的な事項の審査に関する事務
大阪府河川整備審議会	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項に規定する河川整備基本方針の策定及び変更、同法第十六条の二第一項に規定する河川整備計画の策定及び変更、河川及びダムの建設事業の評価その他河川の整備のため必要な事項についての調査審議に関する事務
大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会	河川区域及び港湾区域における水底の底質の浄化のための対策についての調査審議に関する事務
大阪府河川周辺地域の環境保全等審議会	河川及びダムの整備に係る地域及びその周辺地域の自然環境の保全及び地域の特性を生かした整備についての調査審議に関する事務
大阪府土砂災害対策審議会	土砂災害の防止のための対策の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府立狭山池博物館運営審議会	大阪府立狭山池博物館の運営についての調査審議に関する事務
大阪府河川構造物等審議会	河川構造物等の構造設計、施工方法、操作方法等に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会	河川区域の効果的な活用についての調査審議に関する事務
大阪府合流式下水道改善事業評価審議会	合流式の下水道の改善に係る事業の評価についての調査審議に関する事務
大阪府大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会	海岸法（昭和三十二年法律第百一号）第二条の三第一項に規定する海岸保全基本計画の策定及び変更についての調査審議に関する事務
大阪府港湾局企業誘致審議会	港湾局における企業等の誘致に関する事項についての調査審議に関する事務
大阪モノレール技術審議会	大阪モノレールの計画、建設並びに維持及び管理に関する技術的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府泉佐野丘陵緑地運営審議会	泉佐野市の区域内の丘陵地における都市公園の整備及びその運営方針についての調査審議に関する事務

大阪府水と緑の健康都市オオタカ保全審議会	北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業施行規程（平成八年大阪府条例第七号）第三条の北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の施行地区に生息するオオタカの保全のための方策についての調査審議に関する事務
大阪府北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業保留地処分価格評価審査会	北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業施行規程第八条第三項に規定する事項についての審査に関する事務
大阪府住宅まちづくり審議会	住宅及びまちづくりについての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府高齢者及び障がい者住宅計画等審議会	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条第一項の計画並びに住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項の計画に即した高齢者及び障害者の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画の策定及びその推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府福祉のまちづくり審議会	大阪府福祉のまちづくり条例（平成四年大阪府条例第三十六号）に基づき福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府景観審議会	大阪府景観条例（平成十年大阪府条例第四十四号）第六条第三項、第十条、第十四条第一項、第十六条、第二十一条（同条例第二十四条第一項において準用する場合を含む）、第二十二条（同条例第二十四条第二項において準用する場合を含む）及び第二十六条第二項に規定する事項その他景観形成についての重要事項並びに屋外広告物についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府E S C O提案審査会	E S C O事業（事業者が、庁舎等の設備等の改修に係る企画、設計、施工、維持管理等を包括的に行い、省エネルギーの効果を保証する事業をいう。）の企画に関する提案についての審査に関する事務

二 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
大阪府教育委員会評価審査会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十七条第一項の点検及び評価を行うに当たつての調査審議に関する事務
大阪府学校教育審議会	学校教育についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府進学指導特色校評価審査会	大阪府立高等学校の中からそれぞれの特色を生かし、卓越した教育活動を行うものとして指定した学校の取組の評価についての調査審議に関する事務
大阪府立学校腎臓病診断審査会	府立学校の児童及び生徒に係る腎臓疾患に関する学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）第十四条に規定する措置に当たつての審査に関する事務
大阪府立学校結核対策審査会	府立学校の児童及び生徒に係る結核に関する学校保健安全法に基づく保健管理及びまん延の防止のための施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府教員の資質向上審査会	教育公務員特例法（昭和三十四年法律第一号）第二十五条の二第一項又は第四項の規定による認定等に当たつての調査審議に関する事務

大阪府立学校職員健康審査会	府立学校の職員に係る労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の四に規定する措置についての審査及び同法第六十八条の規定による就業の禁止等に当たつての審査に関する事務
---------------	--

三 知事及び教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
大阪府教育振興基本計画審議会	大阪府教育行政基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十八号）第四条第五項に規定する事項についての調査審議に関する事務

別表第二（第二条関係）

執行機関	公の施設	名称
知事	大阪府立青少年海洋センター	大阪府立青少年海洋センター
	大阪府立男女共同参画・青少年センター	大阪府立男女共同参画・青少年センター
	大阪府立江之子島文化芸術創造センター	大阪府立江之子島文化芸術創造センター
	大阪府立国際会議場	大阪府立国際会議場
	大阪府立障害者交流促進センター	大阪府立障害者交流促進センター
	大阪府立金剛コロニー	大阪府立金剛コロニー
	大阪府立稲スポーツセンター	大阪府立稲スポーツセンター
	大阪府立整肢学院	大阪府立整肢学院
	大阪府立大型児童館ビッグバン	大阪府立大型児童館ビッグバン
	大阪府立あゆみ寮、大阪府立よしみ寮、大阪府立のぞみ寮	大阪府立あゆみ寮等
	大阪府立泉州救命救急センター、大阪府立中河内救命救急センター	大阪府立救命救急センター
	大阪府立労働センター	大阪府立労働センター
	大阪府立夕陽丘高等職業技術専門学校	大阪府立高等職業技術専門学校
	大阪府立金剛登山道駐車場、大阪府民の森	大阪府民の森等
	大阪府立花の文化園	大阪府立花の文化園
	大阪府中央卸売市場	大阪府中央卸売市場
	大阪府江坂立体駐車場、大阪府新石切立体駐車場、大阪府茨木地下駐車場	大阪府駐車場
	都市公園（府が設置するものに限る。）	大阪府都市公園
	堺泉北港（緑地に限る。）	大阪府堺泉北港の緑地
	大阪府営住宅（共同施設を含む。）	大阪府営住宅
教育委員会	大阪府立漕艇センター、大阪府立臨海スポーツセンター、大阪府立体育会館、大阪府立門真スポーツセンター	大阪府立体育会館等
	大阪府立少年自然の家	大阪府立少年自然の家

大阪府立近つ飛鳥風土記の丘 大阪府立近つ飛鳥博物館	大阪府立近つ飛鳥博物館等
大阪府立弥生文化博物館	大阪府立弥生文化博物館

(大阪府立青少年海洋センター条例の一部改正)

第二条 大阪府立青少年海洋センター条例(昭和五十九年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、<u>第八条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 <u>次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 <u>知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立青少年海洋センター指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 知事は、<u>前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十条 知事は、<u>指定管理者が行う第五条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立青少年海洋センター指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>第八条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</u></p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、<u>第八条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 <u>次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 知事は、<u>前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</u></p>

<p>2 三 (略) (略)</p> <p>第十二条・第十三条 (略)</p> <p>別表(第十二条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>2 三 (略) (略)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表(第十一条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>
---	---

(大阪府立男女共同参画・青少年センター条例の一部改正)

第三条 大阪府立男女共同参画・青少年センター条例(平成六年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、第八条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立男女共同参画・青少年センター指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十条 知事は、指定管理者が行つた第五条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立男女共同参画・青少年センター指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、第八条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

(指定管理者の指定の取消し等)

第十一条 (略)

一 (略)

二 第八条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第十二条・第十三条 (略)

別表(第十二条関係)

(略)

備考 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第十条 (略)

一 (略)

二 第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第十一条・第十二条 (略)

別表(第十一条関係)

(略)

備考 (略)

(大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例の一部改正)

第四条 大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例(平成二十三年大阪府条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、<u>第八条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、</u>公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 <u>次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、</u>知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 知事は、<u>前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立江之子島文化芸術創造センター指定管理者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 知事は、<u>前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十条 知事は、<u>指定管理者が行つた第五条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があ</u></p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、<u>第八条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、</u>公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 <u>次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、</u>知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 知事は、<u>前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

<p>ると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立江戸島文化芸術創造センター指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十二条・第十三条 (略)</p> <p>別表第一 (第十二条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第二 (第十二条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表第一 (第十一条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別表第二 (第十一条関係)</p> <p>(略)</p>
---	--

(大阪府立国際会議場条例の一部改正)

第五条 大阪府立国際会議場条例(平成十一年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよつに改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者予定者の指名)</p> <p>第五条 知事は、<u>第七条第一項</u>の規定による指定をしようとするときは、会議場の指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 <u>前条</u>の規定による指名を受けたものは、<u>次条第一項</u>の規定による指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 知事は、<u>前項</u>の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立国際会議場指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第八条 知事は、<u>前条第一項</u>の規定による指定を</p>	<p>(指定管理者予定者の指名)</p> <p>第五条 知事は、<u>第七条</u>の規定による指定をしようとするときは、会議場の指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 <u>前条</u>の規定による指名を受けたものは、<u>次条</u>の規定による指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第八条 知事は、<u>前条</u>の規定による指定をしよう</p>

<p>したときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第九条 知事は、指定管理者が行つた第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立国際会議場指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表(第十二条関係)</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>きは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p> <p>別表(第十条関係)</p> <p>一 三 (略)</p>
---	---

(大阪府社会福祉施設設置条例の一部改正)

第六条 大阪府社会福祉施設設置条例(昭和三十四年大阪府条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第八条 知事は、ビッグバン、障害者交流促進センター又はあゆみ寮等について、第十条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第九条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。た</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第八条 知事は、ビッグバン、障害者交流促進センター又はあゆみ寮等について、第十条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第九条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第十条 (略)</p>

- し、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 一 ビッグバン 大阪府立大型児童館ビッグバン指定管理者選定委員会
 - 二 障害者交流促進センター 大阪府立障害者交流促進センター指定管理者選定委員会
 - 三 あゆみ寮等 大阪府立あゆみ寮等指定管理者選定委員会

(指定管理者の指定の公示等)
 第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

2・3 (略)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)
 第十二条 知事は、指定管理者が行う第七条第一項から第三項までの業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 一 ビッグバン 大阪府立大型児童館ビッグバン指定管理者評価委員会
- 二 障害者交流促進センター 大阪府立障害者交流促進センター指定管理者評価委員会
- 三 あゆみ寮等 大阪府立あゆみ寮等指定管理者評価委員会

(指定管理者の指定の取消し等)
 第十三条 (略)

- 一 (略)
- 二 第十条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 (略)

2 (略)

第十四条・第十五条 (略)

別表第二(第十四条関係)

(略)

備考 (略)

(指定管理者の指定の公示等)
 第十一条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

2・3 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)
 第十二条 (略)

- 一 (略)
- 二 第十条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 (略)

2 (略)

第十三条・第十四条 (略)

別表第二(第十三条関係)

(略)

備考 (略)

(大阪府立金剛コロニー条例の一部改正)

第七条 大阪府立金剛コロニー条例(昭和四十五年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(指定管理者予定者の指名)

第四条 知事は、第六条第一項の規定による指定をしようとするときは、コロニ一の指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第五条 前条の規定による指名を受けたものは、次条第一項の規定による指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第六条 (略)

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立金剛コロニ一指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の公示等)

第七条 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

2・3 (略)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)

第八条 知事は、指定管理者が行う第三条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立金剛コロニ一指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第九条 (略)

一 (略)

二 第六条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第十条・第十一条 (略)

別表(第十条関係)

(略)

(指定管理者予定者の指名)

第四条 知事は、第六条の規定による指定をしようとするときは、コロニ一の指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第五条 前条の規定による指名を受けたものは、次条の規定による指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第六条 (略)

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立金剛コロニ一指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の公示等)

第七条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

2・3 (略)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)

第八条 知事は、指定管理者が行う第三条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立金剛コロニ一指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第八条 (略)

一 (略)

二 第六条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第九条・第十条 (略)

別表(第九条関係)

(略)

(大阪府立稲スポーツセンター条例の一部改正)

第八条 大阪府立稲スポーツセンター条例(平成八年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第九条 知事は、第十一条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第九条 知事は、第十一条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第十条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p>	<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第十条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p>
<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立稲スポーツセンター指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第十一条 (略)</p>
<p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第十二条 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第十二条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十三条 知事は、指定管理者が行つ第八条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により評価を行つときは、大阪府立稲スポーツセンター指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第十一各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第十一各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第十一各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第十五条 (略)</p>	<p>第十四条 (略)</p>

(大阪府立整肢学院条例の一部改正)

第九条 大阪府立整肢学院条例(平成十八年大阪府条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すよつに改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者予定者の指名) 第四条 知事は、第六条第一項の規定による指定をしようとするときは、学院の指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。</p>	<p>(指定管理者予定者の指名) 第四条 知事は、第六条の規定による指定をしようとするときは、学院の指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。</p>
<p>(指定管理者の指定の申請) 第五条 前条の規定による指名を受けたものは、次条第一項の規定による指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p>	<p>(指定管理者の指定の申請) 第五条 前条の規定による指名を受けたものは、次条の規定による指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p>
<p>(指定管理者の指定) 第六条 (略) 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立整肢学院指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の指定) 第六条 (略)</p>
<p>(指定管理者の指定の公示等) 第七条 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。 2・3 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定の公示等) 第七条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。 2・3 (略)</p>
<p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価) 第八条 知事は、指定管理者が行つ第三条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立整肢学院指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等) 第八条 (略)</p>
<p>(指定管理者の指定の取消し等) 第九条 (略) 一 (略) 二 第六条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。 三 (略) 2 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等) 第八条 (略) 一 (略) 二 第六条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。 三 (略) 2 (略)</p>
<p>第十条・第十一条 (略)</p>	<p>第九条・第十条 (略)</p>

(大阪府立救命救急センター条例の一部改正)

第十条 大阪府立救命救急センター条例(昭和五十四年大阪府条例第十九号)の一部を次のよつに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すよつに改正する。

改正後	改正前
<p>(業務) 第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。 一 三 (略)</p> <p>(指定管理者予定者の指名) 第七条 知事は、第九条第一項の規定による指定をしようとするときは、センターの指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請) 第八条 前条の規定による指名を受けたものは、次条第一項の規定による指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定) 第九条 (略) 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立救命救急センター指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の公示等) 第十条 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。 2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価) 第十一条 知事は、指定管理者が行つ第六条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立救命救急センター指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等) 第十二条 (略) 一 (略) 二 第九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。 三 (略) 2 (略)</p> <p>第十三条・第十四条 (略)</p>	<p>(業務) 第二条 センターは、次の業務を行う。 一 三 (略)</p> <p>(指定管理者予定者の指名) 第七条 知事は、第九条の規定による指定をしようとするときは、センターの指定管理者の予定者として、一の法人その他の団体を指名するものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請) 第八条 前条の規定による指名を受けたものは、次条の規定による指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定) 第九条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等) 第十条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。 2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価) 第十一条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等) 第十二条 (略) 一 (略) 二 第九条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。 三 (略) 2 (略)</p> <p>第十二条・第十三条 (略)</p>

(大阪府立労働センター条例の一部改正)

第十一条 大阪府立労働センター条例（昭和五十三年大阪府条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、<u>第八条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 <u>次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 <u>知事は前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立労働センター指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 知事は、<u>前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十条 知事は、<u>指定管理者が行つ第五條第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立労働センター指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十二条・第十三条 (略)</p> <p>別表第一 (第十二条関係)</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、<u>第八条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 <u>次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 知事は、<u>前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十条 知事は、<u>指定管理者が行つ第五條第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立労働センター指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表第一 (第十一条関係)</p>

(略)
備考 (略)
別表第二 (第十二条関係)
(略)

(略)
備考 (略)
別表第二 (第十一条関係)
(略)

(大阪府立金剛登山道駐車場条例の一部改正)

第十二条 大阪府立金剛登山道駐車場条例(昭和四十二年大阪府条例第二十六号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第三条 知事は、<u>第五条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第四条 <u>次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 知事は、<u>前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府民の森等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第六条 知事は、<u>前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第七条 知事は、<u>指定管理者が行つ第二十条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 知事は、<u>前項の規定により評価を行うときは、大阪府民の森等指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第三条 知事は、<u>第五条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第四条 <u>次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第六条 知事は、<u>前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p>

<p>第八条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条第二項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第九条・第十条 (略)</p>
<p>別表(第九条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>備考 (略)</p>

<p>第七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第八条・第九条 (略)</p>
<p>別表(第八条関係)</p> <p>(略)</p>
<p>備考 (略)</p>

(大阪府民の森条例の一部改正)

第十三条 大阪府民の森条例(昭和五十三年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよつに改正する。

改正後	改正前
<p>(監督処分)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 <u>その行為が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者</u></p>	<p>(監督処分)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 <u>その行為が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者。</u></p>
<p>(過料)</p> <p>第五条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。</u></p> <p>一 四 (略)</p>	<p>(過料)</p> <p>第五条 <u>次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。</u></p> <p>一 四 (略)</p>
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第七条 <u>知事は、第九条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第七条 <u>知事は、第九条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第八条 <u>次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p>	<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第八条 <u>次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p>
<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 <u>知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府民の森指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第九条 (略)</p>
<p>(指定管理者の指定の公示等)</p>	<p>(指定管理者の指定の公示等)</p>

<p>第十条 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十一条 知事は、指定管理者が行う第六条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府民の森等指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十三条 第十五条 (略)</p> <p>別表(第二条、第十三条関係)</p> <p>一 四 (略)</p>

<p>第十条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十二条 第十四条 (略)</p> <p>別表(第二条、第十二条関係)</p> <p>一 四 (略)</p>
--

(大阪府立花の文化園条例の一部改正)

第十四条 大阪府立花の文化園条例(平成二年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、<u>第八条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 <u>次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立花の文化園指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 知事は、<u>第八条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 <u>次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p>

<p>知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十条 知事は、指定管理者が行つた第五条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立花の文化園指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十二条・第十三条 (略)</p> <p>別表(第十二条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>

<p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表(第十一条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>

(大阪府中央卸売市場業務規程の一部改正)

第十五条 大阪府中央卸売市場業務規程(昭和五十二年大阪府条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(販売前における受託物品の検収)</p> <p>第四十二条 卸売業者は、受託物品(第三十八条第一項第三号の規定により卸売をする生鮮食料品等のうち、中州市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」といふ。この条において同じ。)を除く。)の受領に当たつては、検収を確実に行ひ、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その旨を物品受領通知書又は売買仕切書に付記するとともに、写真の送付等の方法により、その状況を速やかに委託者に報告しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会つていてその了</p>	<p>(販売前における受託物品の検収)</p> <p>第四十二条 卸売業者は、受託物品(第三十八条第一項第三号の規定により卸売をする生鮮食料品等のうち、中州市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」といふ。本条において同じ。)を除く。)の受領に当たつては、検収を確実に行ひ、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その旨を物品受領通知書又は売買仕切書に付記するとともに、写真の送付等の方法により、その状況を速やかに委託者に報告しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会つていてその了承</p>

承を得られたときは、この限りでない。

2・3 (略)

(指定管理者の公募)

第六十八條の二 知事は、第六十八條の四第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第六十八條の三 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第六十八條の四 (略)

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府中央卸売市場指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の公示等)

第六十八條の五 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

2・3 (略)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)

第六十八條の六 知事は、指定管理者が行う第六十八條の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府中央卸売市場指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第六十八條の七 (略)

一 (略)

二 第六十八條の四各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第六十八條の八 (略)

(準用規定)

第六十八條の九 (略)

(略)	(略)	(略)
第二十二條第三項	第五十七條第一項	第六十八條の八第二項
	(略)	(略)

を得られたときは、この限りでない。

2・3 (略)

(指定管理者の公募)

第六十八條の二 知事は、第六十八條の四の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第六十八條の三 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第六十八條の四 (略)

(指定管理者の指定の公示等)

第六十八條の五 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

2・3 (略)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)

第六十八條の六 知事は、指定管理者が行う第六十八條の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府中央卸売市場指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第六十八條の六 (略)

一 (略)

二 第六十八條の四各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第六十八條の七 (略)

(準用規定)

第六十八條の八 (略)

(略)	(略)	(略)
第二十二條第三項	第五十七條第一項	第六十八條の七第二項
	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
第五十六條第一項	前項	第六十八條の九において準用する第五十六條第一項
第五十六條第三項	第一項	第六十八條の九において準用する第五十六條第一項
第五十六條第四項	(略)	(略)
	第一項	第六十八條の九において準用する第五十六條第一項
	第二項	第六十八條の九において準用する第五十六條第二項
第五十七條第一項	(略)	(略)
	使用者	第六十八條の九において準用する第五十六條第一項の許可を受けた者(同條第二項の規定により同條第一項の許可があつたものとみなされた者を含む。以下「利用者」といふ。)
第五十八條第一項	(略)	(略)
	第五十六條第一項	第六十八條の九において準用する第五十六條第一項
第五十八條第二項	前條第二項	第六十八條の八第二項
(略)	(略)	(略)

別表第二(第五十七條、第六十八條の八關係)

市場施設	金額
(略)	(略)
	当該施設(附帯事務所を含む。)の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、四三巴の割合で計算した額(第四十四條第二項第一号の許可を受け、又は同項第二号若しくは第三号

(略)	(略)	(略)
第五十六條第一項	前項	第六十八條の八において準用する第五十六條第一項
第五十六條第三項	第一項	第六十八條の八において準用する第五十六條第一項
第五十六條第四項	(略)	(略)
	第一項	第六十八條の八において準用する第五十六條第一項
	第二項	第六十八條の八において準用する第五十六條第二項
第五十七條第一項	(略)	(略)
	使用者	第六十八條の八において準用する第五十六條第一項の許可を受けた者(同條第二項の規定により同條第一項の許可があつたものとみなされた者を含む。以下「利用者」といふ。)
第五十八條第一項	(略)	(略)
	第五十六條第一項	第六十八條の八において準用する第五十六條第一項
第五十八條第二項	前條第二項	第六十八條の七第二項
(略)	(略)	(略)

別表第二(第五十七條、第六十八條の七關係)

市場施設	金額
(略)	(略)
	当該施設(附帯事務所を含む。)の使用面積に対し、一平方メートルにつき一月二、四三巴の割合で計算した額(第四十四條第二項第一号の許可を受け、又は同項第二号若しくは第三号

仲卸売場	の規定に該当する買入に係る契約に基づき、生鮮食料品等の買入を行う場合にあっては、その販売の金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）に十分の三を乗じて得た額をこれに加算した額）
(略)	(略)
備考 (略)	

仲卸売場	の規定に該当する買入に係る契約に基づき、生鮮食料品等の買入を行う場合にあっては、その販売の金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）に十分の三を乗じて得た額をこれに加算した額）
(略)	(略)
備考 (略)	

(大阪府駐車場条例の一部改正)

第十六条 大阪府駐車場条例（平成二十二年大阪府条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第三条 知事は、<u>第五条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第四条 <u>次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 知事は、<u>前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府駐車場指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第六条 知事は、<u>前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第七条 知事は、<u>指定管理者が行う第二条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 知事は、<u>前項の規定により評価を行うときは、大阪府駐車場指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第三条 知事は、<u>第五条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第四条 <u>次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第六条 知事は、<u>前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

<p>い。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条第二項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条・第十条 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第八条・第九条 (略)</p>
---	--

(大阪府都市公園条例の一部改正)

第十七条 大阪府都市公園条例(昭和三十三年大阪府条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章 第四章 (略)</p> <p>第五章 雑則(第十三条の二 第二十五条)</p> <p>附則</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に該当する場合において規則で定める公園施設を使用するときは、この限りでない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第十七条 知事は、第十九条第一項の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第十八条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定をしようとする</p>	<p>目次</p> <p>第二章 第四章 (略)</p> <p>第五章 雑則(第十三条の二 第二十四条)</p> <p>附則</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に該当する場合において規則で定める公園施設を使用するときはこの限りでない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(指定管理者の公募)</p> <p>第十七条 知事は、第十九条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第十八条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第十九条 (略)</p>

るときは、あらかじめ、大阪府都市公園指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の公示等)

第二十条 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

2・3 (略)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)

第二十一条 知事は、指定管理者が行う第十六条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府都市公園指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第二十二条 (略)

一 (略)

二 第十九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第二十三条 第二十五条 (略)

別表第二(第四条、第二十三条関係)

(略)

備考 (略)

(指定管理者の指定の公示等)

第二十条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

2・3 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第二十一条 (略)

一 (略)

二 第十九条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第二十二条 第二十四条 (略)

別表第二(第四条、第二十二條関係)

(略)

備考 (略)

(大阪府港湾施設条例の一部改正)

第十八条 大阪府港湾施設条例(昭和四十年大阪府条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の禁止)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 土石(砂を含む。)、竹木等を堆積する^たこと。</p> <p>四 七 (略)</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 土石(砂を含む。)、竹木等を堆積する^たこと。</p> <p>四 七 (略)</p>
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>

三 偽りその他不正の行為により第三条又は
第十一条の許可を受けた者
四・五 (略)

(過料)

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者
は、五万円以下の過料に処する。

一七 (略)

(指定管理予定者の指名)

第二十四條 知事は、第二十六條第一項の規定に
よる指定をしよつとするとときは、緑地の指定管
理者の予定者として、一の法人その他の団体を
指名するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二十五條 前條の規定による指名を受けたも
のは、次條第一項の規定による指定を受けよつ
とするとときは、規則で定めるところにより、知
事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第二十六條 (略)

2 知事は、前項の規定による指定をしよつとす
るときは、あらかじめ、大阪府堺泉北港の緑地
指定管理者選定委員会の意見を聴かなければ
ならない。ただし、緊急の必要がある場合その
他知事が特別の理由があると認めるときは、こ
の限りでない。

(指定管理者の指定の公示等)

第二十七條 知事は、前條第一項の規定による指
定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住
所並びに指定期間を公示しなければならない。

2・3 (略)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)

第二十八條 知事は、指定管理者が行つ第二十三
條の業務の実施状況等に関する評価を行わな
ければならない。ただし、知事が特別の理由が
あると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により評価を行つとき
は、大阪府堺泉北港の緑地指定管理者評価委員
会の意見を聴かなければならない。ただし、知
事が特別の理由があると認めるときは、この限
りでない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第二十九條 (略)

一 (略)

二 第二十六條第一項各号に掲げる基準に適
合しなくなつたと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第三十條 第三十二條 (略)

別表第二 (第八條、第三十條関係)

(略)

三 詐偽その他不正の行為により第三条又は
第十一条の許可を受けた者
四・五 (略)

(過料)

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、五万
円以下の過料に処する。

一七 (略)

(指定管理予定者の指名)

第二十四條 知事は、第二十六條の規定による指
定をしよつとするとときは、緑地の指定管理者の
予定者として、一の法人その他の団体を指名す
るものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二十五條 前條の規定による指名を受けたも
のは、次條の規定による指定を受けよつとす
るときは、規則で定めるところにより、知事に申
請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第二十六條 (略)

2 知事は、前項の規定による指定をしよつとす
るときは、あらかじめ、大阪府堺泉北港の緑地
指定管理者選定委員会の意見を聴かなければ
ならない。ただし、緊急の必要がある場合その
他知事が特別の理由があると認めるときは、こ
の限りでない。

(指定管理者の指定の公示等)

第二十七條 知事は、前條の規定による指定をし
たときは、当該指定管理者の名称及び住所並び
に指定期間を公示しなければならない。

2・3 (略)

(指定管理者の業務の実施状況等の評価)

第二十八條 知事は、指定管理者が行つ第二十三
條の業務の実施状況等に関する評価を行わな
ければならない。ただし、知事が特別の理由が
あると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により評価を行つとき
は、大阪府堺泉北港の緑地指定管理者評価委員
会の意見を聴かなければならない。ただし、知
事が特別の理由があると認めるときは、この限
りでない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第二十八條 (略)

一 (略)

二 第二十六條各号に掲げる基準に適合しな
くなつたと認めるとき。

三 (略)

2 (略)

第二十九條 第三十二條 (略)

別表第二 (第八條、第二十九條関係)

(略)

備考（略）	備考（略）
-------	-------

（大阪府営住宅条例の一部改正）

第十九条 大阪府営住宅条例（昭和二十六年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定管理者の指定）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府営住宅指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（指定管理者の指定）</p> <p>第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>（指定管理者の指定の公示等）</p> <p>第五十九条 知事は、前条第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（指定管理者の指定の公示等）</p> <p>第五十九条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>
<p>（指定管理者の業務の実施状況等の評価）</p> <p>第五十九条之二 知事は、指定管理者が行つる第五十五条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により評価を行つときは、大阪府営住宅指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	

（大阪府立漕艇センター条例の一部改正）

第二十条 大阪府立漕艇センター条例（昭和四十四年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定管理者の公募）</p> <p>第五条 委員会は、第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（指定管理者の公募）</p> <p>第五条 委員会は、第七条の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第八条 委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表(第十一条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>

<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第八条 委員会は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p> <p>別表(第十条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>
--

(大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部改正)

第二十一条 大阪府立臨海スポーツセンター条例(昭和五十九年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよつに改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第五条 委員会は、第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第八条 委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表(第十一条関係)</p> <p>一 六 (略)</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第五条 委員会は、第七条の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第八条 委員会は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p> <p>別表(第十条関係)</p> <p>一 六 (略)</p>
---	---

(大阪府立体育会館条例の一部改正)

第二十二條 大阪府立体育会館条例(昭和六十一年大阪府条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第五条 委員会は、第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第五条 委員会は、第七条の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</p>	<p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</p>
<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 (略)</p>
<p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第八条 委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第八条 委員会は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第九条 委員会は、指定管理者が行つた第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第九条 (略)</p>
<p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表(第十一条関係)</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>第十条・第十一条 (略)</p> <p>別表(第十条関係)</p> <p>一 三 (略)</p>

(大阪府立門真スポーツセンター条例の一部改正)

第二十三条 大阪府立門真スポーツセンター条例(平成八年大阪府条例第八号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第五条 委員会は、第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第八条 委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第九条 委員会は、指定管理者が行つた第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p> <p>別表(第十一条関係)</p> <p>一 四 (略)</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第五条 委員会は、第七条の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第六条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第八条 委員会は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p> <p>別表(第十条関係)</p> <p>一 四 (略)</p>

(大阪府立少年自然の家条例の一部改正)

第二十四条 大阪府立少年自然の家条例(昭和六十年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 委員会は、<u>第八条第一項の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 <u>次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 <u>委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立少年自然の家指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 委員会は、<u>前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十条 委員会は、<u>指定管理者が行つた第五条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の規定により評価を行つときは、大阪府立少年自然の家指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第八条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十二条・第十三条 (略)</p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第六条 委員会は、<u>第八条の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第七条 <u>次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第九条 委員会は、<u>前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第十条 委員会は、<u>指定管理者が行つた第五条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の規定により評価を行つときは、大阪府立少年自然の家指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p>

別表（第十二条関係）

(略)

備考（略）

別表（第十一条関係）

(略)

備考（略）

（大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例の一部改正）

第二十五条 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例（昭和六十一年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定管理者の公募）</p> <p>第五条 委員会は、<u>第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」といふ。）</u>で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第六条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、<u>前条の規定による公募等</u>に応じて、<u>委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>（指定管理者の指定）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 <u>委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（指定管理者の指定の公示等）</p> <p>第八条 委員会は、<u>前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（指定管理者の業務の実施状況等の評価）</p> <p>第九条 委員会は、<u>指定管理者が行う第四条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（指定管理者の指定の取消し等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一（略）</p>	<p>（指定管理者の公募）</p> <p>第五条 委員会は、<u>第七条の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」といふ。）</u>で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第六条 次条の規定による指定を受けようとするものは、<u>前条の規定による公募等</u>に<u>応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>（指定管理者の指定）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（指定管理者の指定の公示等）</p> <p>第八条 委員会は、<u>前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（指定管理者の業務の実施状況等の評価）</p> <p>第九条 委員会は、<u>指定管理者が行う第四条の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（指定管理者の指定の取消し等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一（略）</p>

二 第七條第二項名号に掲げる基準に適合し なくなつたと認めるとき。 三 (略) 2 (略)
第十一條 (略)

二 第七條名号に掲げる基準に適合しなくな つたと認めるとき。 三 (略) 2 (略)
第十條 (略)

(大阪府立博物館条例の一部改正)

第二十六條 大阪府立博物館条例(平成二年大阪府条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第三條 委員会は、<u>第五條第一項の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)</u>で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第四條 <u>次條第一項の規定による指定を受けようとするものは、前條の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第五條 (略)</p> <p>2 委員会は、<u>前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、次の名号に掲げる施設の区分に応じ、当該名号に定める指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 大阪府立弥生文化博物館 大阪府立弥生文化博物館指定管理者選定委員会</p> <p>二 大阪府立近つ飛鳥博物館 大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第六條 委員会は、<u>前條第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者の業務の実施状況等の評価)</p> <p>第七條 委員会は、<u>指定管理者が行つ第二條の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 委員会は、<u>前項の規定により評価を行うときは、次の名号に掲げる施設の区分に応じ、当該</u></p>	<p>(指定管理者の公募)</p> <p>第三條 委員会は、<u>第五條の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)</u>で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第四條 <u>次條の規定による指定を受けようとするものは、前條の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第五條 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の公示等)</p> <p>第六條 委員会は、<u>前條の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

名号に定める指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 一 大阪府立弥生文化博物館 大阪府立弥生文化博物館指定管理者評価委員会
- 二 大阪府立近つ飛鳥博物館 大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会

(指定管理者の指定の取消し等)

第八条 (略)

- 一 (略)
 - 二 第五条第一項名号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。
 - 三 (略)
- 2 (略)

第九条・第十条 (略)

別表(第九条関係)

(略)

備考 (略)

(指定管理者の指定の取消し等)

第七条 (略)

- 一 (略)
 - 二 第五条名号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。
 - 三 (略)
- 2 (略)

第八条・第九条 (略)

別表(第八条関係)

(略)

備考 (略)

(大阪府社会福祉審議会条例の一部改正)

第二十七条 大阪府社会福祉審議会条例(平成十二年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第七条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(調査審議事項の特例)</p> <p>第一条 審議会は、法第七条第一項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。</p> <p>(専門分科会)</p> <p>第三条 審議会は、法第十一条第一項に規定する民生委員調査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会並びに法第十二条第二項の規定により認められた法第十一条第一項に規定する児童福祉専門分科会のほか、必要に応じて専門分科会を置くことができる。</p> <p>2 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第五十五号)に定めるもののほか、専門分科会に属する委員及び臨時委員は、委員長の指名する。</p> <p>3 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(調査審議事項の特例)</p> <p>第一条 審議会は、社会福祉法第十二条第一項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。</p>

<p>4 会に属する委員の互選によつてこれを定める。</p> <p>4 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。</p> <p>5 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会に属する委員のうちから専門分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>6 社会福祉法施行令に定めるもののほか、審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。</p> <p>第四条 第七条 (略)</p>	<p>第三条 第六条 (略)</p>
--	--------------------

(大阪府食の安全安心推進条例の一部改正)

第二十八条 大阪府食の安全安心推進条例(平成十九年大阪府条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(健康被害の拡大防止のための情報の公表)</p> <p>第十九条 知事は、府の区域内で食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、食品衛生法に基づく報告の徴収、検査、調査等の結果、当該重大な被害が当該食品によるものである蓋然性が高く、かつ、拡大するおそれがあると認めるときは、必要に応じ大阪府食品健康被害防止審議会の意見を聴いた上で、速やかにその旨を公表するものとする。</p>	<p>(健康被害の拡大防止のための情報の公表)</p> <p>第十九条 知事は、府の区域内で食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、食品衛生法に基づく報告の徴収、検査、調査等の結果、当該重大な被害が当該食品によるものである蓋然性が高く、かつ、拡大するおそれがあると認めるときは、必要に応じ専門家の意見を聴いた上で、速やかにその旨を公表するものとする。</p>

(大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例の一部改正)

第二十九条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例(平成四年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第二条 協議会は、委員四十九人以内て組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>2-1 学識経験のある者</p> <p>2-2 (略)</p> <p>2-3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 近畿地方環境事務所</p> <p>五 (略)</p> <p>3 前項第一号に掲げる者のうちから任命され</p>	<p>(組織)</p> <p>第一条 協議会は、委員四十六人で組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 (略)</p> <p>3-1 (略)</p> <p>3-2 (略)</p> <p>4 (略)</p>

た委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第三條 協議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者その他適当と認める者(前条第二項の規定により任命された委員を除く。)のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第四條・第五條 (略)

(部会)

第六條 協議会に、専門的な事項を調査審議させるため、部会を置く。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 前三項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第七條 (略)

(報酬)

第八條 委員及び専門委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千五百円とする。

2 委員、専門委員及び幹事(以下「委員等」といふ。)のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第九條 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)第七條の規定は、委員及び専門委員の費用弁償の額について準用する。

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第十條 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

第十一條 (略)

た委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

第三條・第四條 (略)

2 専門委員は、学識経験のある者その他適当と認める者(前条第二項の規定により任命された委員を除く。)のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第三條・第四條 (略)

(部会)

第六條 協議会に、専門的な事項を調査審議させるため、部会を置く。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 前三項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五條 (略)

(報酬)

第六條 委員の報酬の額は、日額九千六百円とし、幹事の報酬の額は、日額六千五百円とする。

2 委員及び幹事のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第七條 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)第七條の規定は、委員の費用弁償の額について準用する。

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、委員及び幹事のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第八條 委員及び幹事の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

第九條 (略)

(大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例の一部改正)

第三十條 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例(平成十

九年大阪府条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(農業経営計画の認定) 第十一条 (略) 4 2・3 (略) 4 知事は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府農業経営計画認定審査会の意見を聴かなければならない。 5 5・6 (略)</p> <p>(農業経営計画の変更等) 第十二条 (略) 2 (略) 3 前条第四項の規定は、第一項の認定及び前項の規定による認定の取消しについて準用する。</p>	<p>(農業経営計画の認定) 第十一条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 4・5 (略)</p> <p>(農業経営計画の変更等) 第十二条 (略) 2 (略)</p>

(北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第三十一条 北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業施行規程(平成八年大阪府条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 (略) 2 (略) 3 知事は、第一項又は前項の規定による処分をする場合でその予定価格を定めようとするときは、あらかじめ、大阪府北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業係留地処分価格評価審査会の意見を聴かなければならない。 4 (略)</p>	<p>第八条 (略) 2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の一部改正)

2 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例(平成二十三年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(大阪府社会福祉審議会の委員等の報酬の特例)
第二十一条 大阪府社会福祉審議会の委員及び臨時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府社会福祉審議会条例(平成十二年大阪府条例第九号)第四条第一項の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。

(大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の委員等の報酬の特例)
第三十条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の委員、専門委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例(平成四年大阪府条例第四十五号)第八条第一項の規定にかかわらず、委員及び専門委員にあつては日額九千四百円、幹事にあつては日額六千円とする。

(大阪府社会福祉審議会の委員等の報酬の特例)
第二十一条 大阪府社会福祉審議会の委員及び臨時委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府社会福祉審議会条例(平成十二年大阪府条例第九号)第三条第一項の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。

(大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の委員等の報酬の特例)
第三十条 大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の委員及び幹事の報酬の額は、特例期間において、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例(平成四年大阪府条例第四十五号)第六条第一項の規定にかかわらず、委員にあつては日額九千四百円、幹事にあつては日額六千円とする。